

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 16 年 10 月 日

内閣総理大臣 殿

横浜市長 中田 宏

平成 16 年 6 月 21 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

「国際 IT ビジネス交流特区」において認められた規制の特例措置のうち、
特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）
外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

について、適用の対象事業所として「マイウェイ技研株式会社」を追加します。

2 変更事項の内容

別紙新旧対照表のとおり

連絡先 横浜市都市経営局政策課担当課長
薬師寺 えり子
電話 045(671)3917

新旧対照表

特定事業の名称：504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

当初申請書 別紙-1 の 2 「規制の特例措置を受けようとするもの」	
変更前	変更後
当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子 (株)内藤電誠町田製作所	当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子 ・ (株)内藤電誠町田製作所 ・ <u>マイウェイ技研(株)</u>

当初申請書 別紙-1 の 4 「特定事業の内容」				
変更前	事業所名	所在地	概要	外国人の活動内容
	(株)内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発支援装置の設計開発・製造 携帯電話、CATV用パワーアンプモジュールの製造 その他	特定情報処理活動
変更後	事業所名	所在地	概要	外国人の活動内容
	(株)内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発支援装置の設計開発・製造 携帯電話、CATV用パワーアンプモジュールの製造 その他	特定情報処理活動
	<u>マイウェイ技研(株)</u>	<u>横浜市港北区新横浜 1-14-15</u>	<u>パワーエレクトロニクス、メカトロニクスの研究開発、製品試作</u> <u>太陽光発電、風力発電、燃料電池発電など新エネルギー分野の研究開発</u> <u>モーター制御、電源装置、電力変換装置など省エネ機器の研究開発</u>	<u>特定情報処理活動</u>

特定事業の名称：507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

当初申請書 別紙-1 の 2 「規制の特例措置を受けようとするもの」	
変更前	変更後
当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子 (株)内藤電誠町田製作所	当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子 ・ (株)内藤電誠町田製作所 ・ マイウェイ技研(株)

当初申請書 別紙-1 の 4 「特定事業の内容」			
変更前	事業所名	所在地	概要
	(株)内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発支援装置の設計開発・製造 携帯電話、CATV 用パワーアンプモジュールの製造 その他
変更後	事業所名	所在地	概要
	(株)内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発支援装置の設計開発・製造 携帯電話、CATV 用パワーアンプモジュールの製造 その他
	マイウェイ技研(株)	横浜市港北区新横浜 1-14-15	パワーエレクトロニクス、メカトロニクスの研究開発、製品試作 太陽光発電、風力発電、燃料電池発電など新エネルギー分野の研究開発 モーター制御、電源装置、電力変換装置など省エネ機器の研究開発